

平成23年 11月 定例会（第305回） 12月09日-05号

第三百五回定例奈良県議会会議録 第五号

平成二十三年十二月九日（金曜日）午後一時開議

○議長（国中憲治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、二十九番今井光子議員に発言を許します。――二十九番今井光子議員。（拍手）

◆二十九番（今井光子） （登壇）日本共産党の今井光子でございます。ことしは、台風十二号や東日本の大震災など、大変な試練の年ございました。来年こそはいい年になるようにとの思いを込めて、今年度最後の質問をさせていただきます。

関西広域連合について、知事に伺います。

大阪のダブル選挙では、大阪都構想を掲げた候補が当選しました。市長選挙で日本共産党は、独裁政治を許すなとの一点で党派を超え共闘を広げ、平松候補が得票率の四一%、五十二万票を得たことは、今後、橋下市政の暴走をストップさせる力になると思います。大阪の暮らしと経済の閉塞感、橋下市長の言う行政システムに問題があるのではなく、国民の暮らしよりもアメリカ財界言いなり、異常な政治のゆがみが根本問題です。しかし、二年前に誕生した民主党政権は、普天間問題でも消費税問題でもことごとく国民を裏切り、野田内閣は、いまやアメリカ財界の使い走り内閣になっています。政治不信が広がる中で、大阪都構想の中身はよくわからないが何か変わるのではないかという期待が生まれています。大阪市も、関西広域連合の参加を表明しています。県民の方からも、みんなが一緒にやっているのになぜ奈良県だけ参加しないのかと率直なご意見もいただいています。日本共産党は、力を合わせるのは大賛成ですが、住民や議会の十分な議論もなく強行に進めてきた関西広域連合には問題があると思います。

関西広域連合は、落ち込みの激しい関西経済を浮上させるためにという名目で、関西財界の提案で進められ、大阪、京都の二府、兵庫、滋賀、和歌山、徳島、鳥取の五県が参加、広域の防災、観光・文化振興、産業、医療、環境保全、資格試験、職員研修など七分野の事業を行うことで、一年前にスタートいたしました。私は、広域行政調査特別委員会の委員として、この間、連合長の井戸兵庫県知事、滋賀県議会や京都府議会を訪問し、連合議会の議員の方にお話を伺ってきました。

滋賀県では、開口一番、早々入る必要はありません。奈良県は賢い選択をしたと言われました。十月に滋賀県市長会は、関西広域連合の加入について再検討を求める要望書を知事に提出しました。理由は、基礎的自治体が意見を反映させる仕組みがないというものです。特別地方公共団体という位置づけですが、主人公である住民の意思が全く反映されず、連合長も二十名で構成する連合議会議員も、住民が直接選挙で選ぶことはできません。井戸知事は、関西のエリアはファジーなものと言われ、扱う内容も七分野以外多岐にわたっ

ています。不十分なら参加して改善すればよいという意見もありますが、この間の関西広域連合の動きは、私たちがこれに反対する理由を裏づけるものになっています。法的拘束力を持つ統治機構としては、だれが何をするとかも不明確なもとで、最も、今、力を入れているのが、国の出先機関の権限の委譲です。十二箇所の出先機関、一兆一千億円の財源を一本化し、関西の港、空港など巨大開発を際限なく進める。関西財界の利益追求に奉仕する、その仕方としての関西広域連合の役割が鮮明になってきています。

関西財界の意向に沿って既に広域インフラ検討会も立ち上げられ、大規模開発推進をする議論が進められているところです。発足時の設立案では、広域連合がそのまま道州制に転化するものではないとされていますが、これを推進してきた関西経済界は、関西州への一歩と見て歓迎しております。一時の大型プロジェクトが景気回復につながらないことは、関西国際空港や神戸空港を見ても破綻は明らかです。そのしわ寄せは住民の暮らしです。これでは奈良県のような弱小県は吸い上げられるだけになってしまいます。関西広域連合は、地方分権と言いながら、地方自治を破壊し財界に奉仕する仕組みを全国に広げる第一歩になるもので、このようなことに力を合わせるのは問題です。人口が減少して雇用が減っても、そこにバランスがとれた地域経済が運営できれば、人口や産業の衰退が地域の崩壊にはつながりません。

先日、水害に見舞われた天川村に調査に行ってきました。南日浦という地域一帯が水につかり大変な状況でしたが、地元の方々は、大工や左官など技術を持って一人で何役もこなす人がたくさんいて、お互い助け合い、地域には学校も診療所もあり、歴史や自然や文化を生かし、奈良市に次ぐ宿泊施設も多く、食料や生活日用品が手に入る店もあり、食品加工工場やみやげ物を開発するなど、地域の循環で経済が回り、これまでそれなりに生活が営まれておりました。大いに学ぶ点があると思いました。

奈良県が住民から離れたところで行政を行う広域連合に参加しないという知事の姿勢は評価するところです。発足して一年を経た今、改めて、関西広域連合の活動についてどのように見ておられるのか、知事の考えを伺います。

TPPについて伺います。

野田首相は、環太平洋連携協定TPPについて、国民にまともな説明もなく、APEC首脳会合において、TPP交渉参加に向け関係国との協議に入ると表明しました。表明は、農業はもちろん、医療、食品安全、公共事業の政府調達など、国民の暮らしと経済への破壊的影響に対する広範な国民の反対世論と運動を無視した暴挙です。TPPは、関税撤廃だけではなく非関税障壁の撤廃を大原則としています。農業分野では、関税をゼロにすれば現在四〇%の食料自給率が一三%にまで落ち込み、米生産の九割が破壊されます。奈良県は、耕地面積の七五%を水田が占めており、食料自給率はもとより、自然環境や国土保全景観など、はかりしれない影響が生まれます。政府みずから定めた食料自給率五割を目標とする食料、農業、農村基本計画とも矛盾します。どうすれば関税ゼロと食料自給率五〇%が両立できるのでしょうか。

奈良県の耕地面積は、全国四十三位、〇・七八ヘクタールです。国は、二十から三十ヘクタールにする大規模化を示していますが、奈良県の実態とはほど遠いものです。それでも、アメリカの百分の一、オーストラリアの千五百分の一で、どうやって太刀打ちすることができるでしょうか。地球的規模での食料危機と飢餓の広がりの中で、自給できる力を持ちながら自国の農業を破壊し外国からの食料に頼る道を選ぶことは、世界にも顔向けできない行為だと考えます。自国の農業を破壊し亡国の道につながるTPPに参加しないよう国に働きかけるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、大滝ダムについて、土木部長に伺います。

国は、大滝ダムの試験湛水を十二月十五日から始めると発表しました。台風十二号によって、これまで地すべり地域とされていなかった迫地域の大規模崩落により、国道一六九号の西谷橋が土砂とともにダム湖に流されるという大災害が発生をいたしました。崩落した土砂は東京ドーム一杯分です。ここは、この青いところがすべて工事をしているところです。今回崩落したところは、一切工事がされていなかった、全くノーチェックのところ崩れています。ダム建設に際して最も注意しなければならないことは、堤体の破壊、または、湛水斜面の地すべりによってダムにためられた水の一部ないし全部が一挙に下流に流出し下流域で洪水を引き起こすことです。現地を見て、私は、台風十二号の後の安全点検を行うべきだと決算審査特別委員会で要望いたしました。国は、専門家を入れて調査を行ったということですが、国の回答書は、現地調査観測データを確認したが、西谷橋付近の崩壊を除き、総合的に特段の変状は見当たらないとなっています。しかし、滑らないとしていた西谷橋付近の崩壊そのものが大問題で、到底納得できるものではありません。

今回の試験湛水について、国土問題研究所理事長で長年地形土壌災害研究に携わっております奥西一夫氏は、「白屋地区については、地すべり発生域を地すべり域とゆるみ域に分け、それぞれ別の目標安全率を設定することにより工事量を減らしているが、当然、それに起因して安全性が低下している。今回の試験湛水で必ず地すべりが起こるとは言えないが、起こる可能性は否定できない。そのほか、大滝ダム建設工事前に国土交通省が地すべりの可能性があるとして調査し対策を行った斜面については、再評価委員会が取り上げた斜面以外は白屋地区地すべりの発生によって対策工事が必ずしも十分でなかったことが明らかになったが、放置されており、白屋地区の斜面よりも危険度は高いと考えられる。具体的には、寺尾、人知、迫の役場周辺の地域です。再評価委員会が取り上げた斜面では十分な対策が行われたと評価できるが、対象斜面はごく限定されており、これをもって湛水域の斜面が安全になったとは到底言えない」とのコメントをいただきました。

昨年八月に国土交通省が発表した調査結果によると、十万立法メートル以上の土砂災害が生じた深層崩壊は、一八六八年以降、少なくとも百十二件、そのうち三十四件が紀伊半島、さらに、二十七件が奈良県で発生しています。紀伊半島は、中央構造線断層帯が走りプレートがぶつかり合って地盤に割れ目などの変形が多い。雨も多く、深層崩壊を起こしやすい条件がそろっています。二〇〇三年のときは、白屋地区の住民が住んでいて家屋や

道路のひび割れをいち早くキャッチしました。三月から湛水を開始して、四月に亀裂が生じ、日本共産党は、五月の連休明けに湛水の中止を申し入れましたが、その当時でも、国は、湛水が亀裂の原因か不明として、亀裂対策委員会で調査を行い、やっと因果関係を認めて水位を下げたのは八月になってからでした。白屋地区は全戸移転でだれもいなくなりました。村民は、試験湛水によって、またどこかで地すべりが起こるのではないかと不安を感じています。

大滝ダムは、昭和三十七年から四十年に及ぶ長い歳月と三千六百四十億円という莫大な国家予算を投入して進めてきた国家プロジェクトです。安全の想定は、科学的、客観的なデータに基づくこと、万人の納得が得られることが必要不可欠の条件です。深層崩壊のメカニズム調査もこれからです。なぜそんなに急ぐ必要があるのでしょうか。県は、国の報告だけでなく、独自の調査を行い、台風十二号の傷跡も癒えない今の段階で試験湛水は中止するよう国に働きかけるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、西谷橋の崩落で国道一六九号が通行どめになりました。対岸道路が迂回路になり奥地の孤立化を防ぐことができました。今回の災害も含めて、対岸道路の整備をしていただくように要望をしておきます。

フラワーセンターについて、農林部長、まちづくり推進局長に伺います。

県のホテル誘致計画によって県民が利用していた県営プールがつぶされ、それが、浄化センターに建設されることで、今度は、浄化センターにあるフラワーセンターが馬見丘陵公園に移転することになりました。フラワーセンターは、来場者数、年間五万人、現在、九十一人のフラワーアドバイザーの方や三つのボランティア団体、あるいは、展示会などを開催している園芸団体の方が園芸教室や講習会を開いて活躍し、年間約一千人の方が参加して好評です。約十のサークルが毎月三、四回の展示会を年間通じて開催されるなど、これまでフラワーセンターは、草花を愛する多くの県民の方々に親しまれ利用されてきました。今後、馬見丘陵公園を花と緑の活動拠点にするということですが、利用者の方々からは多くの声が寄せられています。現在、展示室はいつでも使えるように常設してさまざまな展示会が頻繁に開かれています。今度移転すると、常設の展示室がありません。また、今までは無料でしたが、今後は、展示会を開こうとすれば相当の利用料金がかかることとなります。引き続き、団体の活動に支障がないように負担軽減をしていただきたいと思います。昨年十一月の質問に対し、知事は、今後、具備すべき機能や規模などの検討を行うとともに、移設に当たっては現フラワーセンター利用者の活動に支障がないように検討すると答弁されましたが、どのような検討がなされたのか、お聞かせください。

また、浄化センターのフラワーセンターは、地域住民の憩いの場として長年親しまれ、できるだけその機能を残してほしいという要望も強く出ています。今回整備する浄化センター公園に憩いの場としての機能が残せるのか、伺います。

また、交通の利便性は、現在、近鉄ファミリー公園前で下車すれば目の前という立地条件ですが、馬見丘陵公園は、バスも南の端までしかなく不便です。さらなるバス路線の延長を要望いたします。

介護保険の保険料の引き下げについて、健康福祉部長に伺います。

社会保障と税の一体改革の名の下に、介護保険の保険料の引き上げと給付の切り捨てが進んでいます。憲法二十五条は、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上及び増進に努めなくてはならないと定めております。向上及び増進とは、ことしよりは来年がよくなることです。

来年は介護保険の第五次改定で保険料の見直しが行われます。現在、全国平均保険料四千六百円が五千円を上回ると推定されています。今でも大変な高齢者の生活を脅かすものです。これを引き下げるには、一つは、市町村が高齢者から集めた介護保険料をため込んだ介護給付費準備基金があります。平成二十二年度末の県内市町村の基金保有額は、市町村ごとのばらつきがありますが、約六十億円と聞いております。

二つ目には、都道府県が、県下の市町村で財源不足が起きたときに一般財源の繰り入れを行わなくてもいいように、市町村、県、国が三分の一ずつ拠出する財政安定化基金があり、現在三十三億円の積み立てがあると聞いています。国は、今回の改定に限り、財政安定化基金を取り崩して軽減に充てることを認めています。奈良県では、介護保険の一期、二期の当時に財政安定化基金が使われましたが、総額で貸し付けで一億四千七百万円、給付で一千百万円、合わせましても一億五千八百万円が使われただけです。三期、四期については、日本共産党県議団は、これ以上の積み立ての必要なしと提案し拠出率がゼロになりましたが、自治体の不足は起きておりません。基金を使えば、介護保険の第一号被保険者は三十三万六千二百二十二二人ですから、一人約一万円の引き下げは可能です。国は、財政安定化基金の取り崩し額の考え方についてという文章の中で、具体的にどの程度の額を取り崩すかは都道府県を中心に地域でご判断いただくものであるが、その際、基金残高に不足を生じず、基金本来の役目を果たし得る額を残すこととされています。過去の実績は一億五千八百万円です。三期、四期は全く使われていません。来年度からの介護保険料は引き上げが予測され高齢者の不安が広がっています。介護保険料を引き下げるために財政安定化基金をどの程度取り崩す考えか伺います。

最後に、医療政策部長に伺います。

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種助成事業については、都道府県が交付金によって基金をつくり、実施主体は市町村で二分の一が補助されています。ところが、国では、平成二十三年末でこの制度を終了することになっており、これまで実施してきた市町村では、今後の事業の継続に対する不安が広がっています。県は、国に対してこの事業の継続を求めるとともに、県下の市町村で引き続き実施できるように支援すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。回答によりましては、議席から再質問させていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(国中憲治) 荒井知事。

◎知事(荒井正吾) (登壇) 二十九番今井議員から私に二問のご質問がございました。

第一問は、関西広域連合が発足して一年がたちましたが、どのように見ているのかというご質問でございます。

議員ご指摘のように、関西広域連合は、昨年十二月に地方自治法に基づく特別地方公共団体として設立され一年がたちました。昨日、尾崎議員にも答弁いたしました。関西広域連合は、法定行政義務を執行する行政組織でございます。法的拘束力を持つ行政行為をする統治機構ということになりまして、府、県、市町村と並ぶものという理解をしております。現在、行政組織としての関西広域連合が取り組まれている法定行政事務は二種類ございますが、通訳案内士の登録に関する事務と、准看護師、調理師、製菓衛生士に係る試験と免許に関する事務の二種類だけでございます。行政組織の存立理由になるこのような法定行政義務は府県でも十分行えるものだと思っております。しかも、この一年間は準備段階とされ、その執行は一度も行われておりません。

関西広域連合は、この一年間で多くの活動を行ってこられました。それらは、すべて連携業務ばかりです。各知事、並任発令された各府県の職員の方々の作業と、その作業の内容には敬意を払いたいと思っておりますが、それらは、行政組織が行わなくても連携団体間で行うことができる内容でございます。

現在、関西広域連合で働いておられる専任職員は二十名だけだと聞いています。兼務職員が約二百七十人おられますが、彼らは、これまで関西広域連合という行政組織の名の下で多くの連携業務を行ってこられたものと見ています。

昨日、尾崎議員が言われたように、関西広域連合は発展途上のものであり、今後、法定行政義務を拡大し、行政組織としての条件を整える努力をされていかれることになると思います。行政組織を新たにつくって育てていくという膨大な作業には敬意を払っていますが、行政組織のスリム化、効率化が求められている今、何のための行政組織かを具体的に明示することがまず必要であり、今後の活動を注目していきたいと思っております。

TPPについてのご質問がございました。

TPP交渉に当たりましては、日本の農業について、将来の方向性や農業政策、とりわけ、農地政策を確立することが基本であると思っております。そのための国論の統一が先決であり、また、これに際しましては、国内世論の合意形成が必要であろうと思っております。このため、去る十一月十一日、近畿ブロック知事会として政府に対し、国民に対して十分な情報提供を行い、国民的議論を展開し、国民合意を得た上で判断されたいなどの緊急提言を行ったところでございます。

本県農業の立場から申し上げますと、都市近郊の野菜、柿、茶などが農産物の中心でございまして、畜産などの一部品目を除いてＴＰＰの影響は他県に比べますと比較的少ないものと思います。本県といたしましては、国がＴＰＰに参加するしないにかかわらず、カロリーベースの食料自給率の向上を目指す国の農政に追随するのではなく、本県の特性を生かした奈良らしい農業振興を着実に進めることが重要と思慮しております。小さくても、本県農業の足腰を強くしていくため、マーケティングコスト戦略などの施策を推進し、今後とも、意欲ある担い手が将来展望を持って奈良県で農業経営を営めるよう、県として全力を傾注していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（国中憲治） 大庭土木部長。

◎土木部長（大庭孝之） （登壇）二十九番今井議員からの私への質問は、大滝ダムについてでございます。今の段階で試験湛水を中止するよう国に働きかけるべきと考えるかどうかというご質問です。

大滝ダムにつきましては、ことし十一月に大滝地区の地すべり対策工事が完了し、白屋、迫地区を含め三箇所地のすべり対策が完了しました。この対策工事に引き続き試験湛水が実施される予定でありましたが、台風十二号、紀伊半島大水害により、九月四日に迫地区において大規模な土砂崩れが発生したことなどから、本県から国に対しダムの十分な安全点検を要請した結果、国からは、文章により、その安全性について確認を得ております。国からの報告によりますと、豪雨直後、臨時の安全点検として、一週間にわたり、ダム貯水池斜面の地下水位、斜面の傾き、斜面の移動などの挙動観測が全域で重点的に行われ安全性が確認されたと聞いております。

また、その後も、地すべりの専門家により、現地と空から、三日間、調査が行われ、試験湛水実施については問題がないことが確認されている。さらに、三十四箇所の観測機器等の追加により観測体制が強化されましたが、これまでにすべての機器において異常はないと報告を受けております。

県としては、このような報告に対し、現地調査等により内容を確認した上で、国においては、十二月十五日から安全な試験湛水が実施されるものと考えております。

なお、県といたしましては、試験湛水中やダム供用後の貯水地斜面の安全確認についても、地元の方々の声にも細心の注意を払いながら、引き続き、徹底した安全監視を行うよう国に対し要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（国中憲治） 富岡農林部長。

◎農林部長（富岡義文） （登壇）二十九番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対するご質問は、フラワーセンターが馬見丘陵公園に移転するが、その検討状況はどうなっているかでございます。

フラワーセンターにつきましては、花と緑の研修を行うのに、よりふさわしい馬見丘陵公園に機能を移転すべく、庁内にプロジェクトチームを立ち上げ検討作業を進めているところであります。現在までの検討状況であります。基本的には、フラワーセンターが持っている学ぶ機能、見せる機能をさらに充実させ、県のフラワーセンターにふさわしい花と緑のまちづくりの活動拠点として、県民の方々に、より花と緑に親しんでいただきたいと考えております。

具体的には、学ぶ機能につきましては、一般県民のための園芸教室や花いっぱい運動に携わるボランティアの育成講座の充実を検討しております。あわせて、これら受講者などの成果発表、展示会の場所を馬見丘陵公園館や花見茶屋に確保する予定であります。

また、見せる機能につきましては、県民の方々のご協力を得て、公園内の花壇で四季ごとに花の植栽や展示を行う計画としております。

さらに、年間を通じた各種イベントを企画し、多くの県民の方々が集うにぎわいの場を創出する予定としております。これらの機能の充実に当たり必要となる設備等の整備も検討しているところであります。

また、現フラワーセンターの利用者のご理解を深め、移転後の円滑な運営を図るため、ことしの夏から定期的に馬見丘陵公園を会場としまして、園芸教室、園芸相談会を開催しておりますが、受講者の方々からは、広大な緑あふれる環境の中で園芸を楽しめて非常によかったと大変好評でありました。県といたしましては、移転を契機に、より多くの県民の方々に花と緑の学習や憩いの場として親しんでいただけるよう、また、ボランティア団体などとの協働による花いっぱい運動が県下一円に広がるよう、地元市町村等とも連携をし魅力ある公園づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（国中憲治） 上田まちづくり推進局長。

◎まちづくり推進局長（上田喜史） （登壇）二十九番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、新しく整備します浄化センター公園に憩いの場としての機能が残せるかというご質問でございます。

浄化センター公園は、生涯スポーツの拠点としてさまざまなスポーツ施設の整備を行うこととしております。また、計画に当たっては、フラワーセンターが県民の憩いの場として長年親しまれてきたことを勘案いたしまして、これらの施設が周辺の自然環境と融合し心安らぐ公園となるよう計画をしているところでございます。

このため、公園全体に四季を感じながらいただける植栽、多くの方が憩える木陰やベンチを配置することとし、また、地域住民と協働で育てる花壇を設け、自然と親しむ場を提供することとしております。加えまして、子どもたちが存分に遊ぶことができる大型遊具や芝生公園を整備することとしております。これらにより、世代を通じてすべての人が親しみ、自然を感じ、憩いやふれあいのある公園としていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（国中憲治） 前田健康福祉部長。

◎健康福祉部長（前田努） （登壇）二十九番今井議員のご質問にお答え申し上げます。

私に対しましては、介護保険料の引き下げにつきまして、保険料を引き下げのために財政安定化基金をどの程度取り崩す考えかというお尋ねがございました。

第四期の介護保険料につきましては、本県では、平均月額四千十六円、全国では四千百六十円となっておりますが、第五期の介護保険料につきましては、高齢化に伴う介護保険サービス利用の増加等によりましてさらなる上昇が見込まれ、保険料の抑制が全国的な課題となっているところと承知をいたしております。このため、議員お述べのとおり、本年六月の介護保険法の一部改正によりまして、平成二十四年度に限りまして、各都道府県で積み立てております財政安定化基金を保険料の増加の抑制を図るために取り崩すことができるとされたところでございます。

本県におきましては、法改正の趣旨を踏まえまして、財政安定化基金本来の目的に支障が生じないための必要額を残して取り崩しまして、市町村拠出分を保険料の上昇を抑制するために充てる予定といたしております。

議員お尋ねの財政安定化基金の取り崩し額につきましては、国が示しました指針を踏まえまして、まず、第五期の最終年度でございます平成二十六年年度の介護給付費の見込額を推計をいたします。次に、この見込額に対しまして一定の貸し付け率を乗じるなどにより基金に残すべき必要額を算出をいたします。その上で、市町村の基金需要を踏まえまして推計いたしました今年度末の基金積み立て残額から基金に残すべき必要額を差し引いて算出したいと考えております。

しかしながら、現時点におきましては、現在、国で改定が議論されております介護報酬ですとか地域区分の見直しに伴う介護報酬への上乗せ率、これがまだ確定をしていない状況にございまして、また、今年度における市町村の基金需要についても見極める必要がございますところから、今後、これらが確定し次第、基金残高が過大ではないかという議員のご指摘も踏まえながら、取り崩し額について確定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国中憲治） 武末医療政策部長。

◎医療政策部長（武末文男） （登壇）二十九番今井議員の私に対する質問は、子宮頸がん予防ワクチン及びヒブワクチン小児用肺炎球菌ワクチン、細菌性髄膜炎の予防ワクチンでございますが、接種の助成事業について、市町村が来年度引き続きできるようにというご質問でございます。

三種のワクチン接種は、一定の接種率を確保することにより効果が高まることから、県としては予防接種法に基づく対象として位置づけられるべきと考えております。

そこで、国に対して、これらのワクチンの定期接種化に向けて要望してきたところでございますが、現時点で、いまだ結論は出ていないようでございます。

そのために、現在、ワクチン接種緊急促進事業が実施されており、平成二十三年度末で期限を迎えることから、県は、事業の継続についても国の方に要望をしてきたところでございます。国では、これらのことを踏まえまして、市町村がこの事業を平成二十四年度も継続して実施できるように検討をしていると聞いております。このことから、県では、事業の継続を想定しまして、平成二十四年度の実施に向け市町村とも調整を図って適切な執行をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（国中憲治） 二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） ご答弁ありがとうございました。何点か、もう一度、伺いたいと思います。

ＴＰＰの問題ですけれども、近畿ブロック知事会の方で、慎重にということの要望をされたということですが、知事自身は、このＴＰＰは賛成だというふうに考えておられるのか反対だというふうに考えておられるのか、その点、はっきり伺いをしたいと思います。

それから、大滝ダムの問題です。大滝ダムにつきましては、昭和三十七年に吉野川の大滝ダム事務所ができましたから、もう半世紀たつという、大変長い歳月がかかっている事業です。先日、川上村の村長さんから、村は復興に向けて大変頑張っていると、橋の架設の工事も進んでいるというようなお手紙などもいただいております。この、災害がありましても、迂回路を使って、あそこのホテルは使えるようになっておりますし、ぜひ、皆さんには川上村に行っていただきたいと思うんですけれども、それだけに、住民の皆さんの、やはりこのダムによって村の運命が左右されたというか、そういう長い歴史がある、その最後の場面のところで、やはり私は、この迫の崩落、全くのノーマークだったところがなぜ起こったのかという、そのメカニズムがまだこれから平成二十六年にかけて深層

崩壊のメカニズムを明らかにしていくと県の方は言われておりましたけれども、その前に、スケジュールに沿ってどんどん進めていくということであれば、この間、何度も同じ誤りをしたことの繰り返しになるのではないかというふうに思っております。もう最後の総仕上げというそういうときに、本当に、皆さんがこれだったら大丈夫だと思えるような、そういうことで進めるべきではないかというふうに思いますけれども、その点で、もう一度、お尋ねをしたいと思えます。

それから、介護保険の取り崩しの額ですが、まだ今のところははっきり出ないということですが、今、市町村の方では、幾らぐらいの介護保険料にするかということ、一所懸命考えている時間でございますので、いつになれば明らかになるのか、その見通しについてお尋ねしたいと思えます。

○議長（国中憲治） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） TPPにつきまして、私自身の賛否といいますか、判断を光栄にも聞いていただきましたが、TPPの協議に参加するというのは野田内閣総理大臣の決断でございますので、内閣総理大臣の決断は尊重すべきだと思います。

交渉に入るというだけなのかTPPに参加するというを前提にしているのかということは、まだ、新聞で読む限りわからないところがございますが、これは、これから大きなことになると思います。

いずれにしても、協議に入ったときの日本国の交渉姿勢ですけれども、私は、WTOの会議に外務大臣政務官として、中川昭一、農林水産大臣から経済産業大臣なられた方と一緒に出席したことがあります。日本の国論は統一されているのか、どこにあるのかということが、一番、外国から問われることでございます。中央では、各省がばらばらな意見を持っておられるのが我が国の実情じゃないかと思えます。経済産業の観点、農業振興の観点、地域の観点等々があるかと思えます。代表がだれになるかということも大きなことでございますが、事務の代表として野上さんというベテランの外交官が選ばれたとニュースで報道されております。政治家の代表は複数が出るんじゃないし一人で責任を持って全権を持って出られるのが望ましいと思えます。そのときに、国論の中で大事なものは、我が国で工業と農業をどのようにするのか、先進工業を中心に地域を起こしている大都市と、農業を中心の地域をどのように我が国として平等に公正に発展させていくのかというのが、これは、各国でも最大の課題でございますが、我が国においてもますます重要な課題になっておると思えます。TPP交渉の参加に当たりましては、我が国のあり方、工業と農業のあり方、大都市と地方のあり方が基本の論点になっていると思えますが、それを、その議論を抜きにしてTPP交渉に入っても、なかなか、相手の国の方は、どの部分の代表かというふうに見られることが多いので、内閣総理大臣の決断として尊重いたしますが、

そのような意味で、国論の統一、それを支える国民世論の合意形成が大事だというふうに思っている次第でございます。

○議長（国中憲治） 大庭土木部長。

◎土木部長（大庭孝之） 大滝ダムに関する安全の観点についての再質問でございました。

大滝ダムにつきましては、迫の土砂崩れの後に、観測を強化し、また、いろいろな観測機器を設置して観測をした結果、大きな変異も見られないというところでございます。ダムの地下水位、あるいは、斜面の傾きなどの挙動観測を重点的に行われた結果、問題がないということが確認されたというところでございます。

一方で、先ほど川上村村長さんのお話もございましたが、地元からも、強い要望、しっかりとやってほしいという要望も国土交通省の方に届いているというふうに聞いております。

そうした中で、試験湛水を行っていく上に当たりましては、十二月十五日より試験湛水を行い、平年並みの降雨であれば来年の五月上旬に満水となり、その後、水位を低下させ、六月下旬に試験湛水を完了するという予定になっていると聞いております。我々奈良県といたしましても、この試験湛水中を含め、しっかりと安全確認をしていただき、また、地元の方々の声も、先ほど申し上げましたが、細心の注意を払いながら、引き続き、徹底した安全監視を行いながら進めていただくよう国に対し要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（国中憲治） 前田健康福祉部長。

◎健康福祉部長（前田努） 介護保険の財政安定化基金の取り崩しにつきまして、いつごろまでに確定できるのかという再度のお尋ねがございました。

今ほど申し上げました、その介護報酬の改定などにつきましては、この年末までには国の方で決定をされるものと承知をいたしております。

また、この介護保険の財政安定化基金の取り崩しにつきましては、当然、県の予算に計上する必要もございますので、来年、県の平成二十四年度当初予算を決定するに当たりましては確定されるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国中憲治） 二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） ありがとうございます。

TPPについては、知事がいろいろお答えいただいたんですが、やっぱり賛成なのか反対なのか、もう一つ、そのところが不明確なような気がしましたけれども、もしご意見ありましたら、もう一度、お聞かせいただきたいと思います。

それから、大滝ダムですけれども、機器をいろいろ取り付けられたということですが、私は、非常に心配しますのは、前のときは、白屋の方が住んでおりました、いち早くキャッチされているんです。地元の方は、においがしたら注意をせよとか、井戸水の色が変わったら注意をせよとか、昔から言われてきて、そういうものがあつたと思うんですが、そういうにおいとか色のチェックとか、そうしたことが機器を取り付けることで果たして可能なのかどうか、そういうような点を非常に心配をしております。その点で、そのあたりも大丈夫なのか、その点も、一回、お尋ねをしたいと思います。

それから、この基金の取り崩しですが、来年度予算までに出るのは当たり前のことでありまして、これについて、やはりいち早く市町村に知らせてあげていただきたいというふうに思います。

○議長（国中憲治） 大庭土木部長。

◎土木部長（大庭孝之） 再々質問ということですので、お答えいたします。

先ほども申しましたように、湛水時の安全確認につきましては、地元の方々の声にも細心の注意を払いながら、そういう経験、カンを持っていらっしゃる地域の方々の声も注意を払いながらやっていただくよう国に対し要望してまいりたいと思っております。

○議長（国中憲治） 前田健康福祉部長。

◎健康福祉部長（前田努） ご指摘のとおり、なるべく早く決めまして市町村の方には伝えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（国中憲治） 二十九番今井光子議員。

◆二十九番（今井光子） ありがとうございます。

大滝ダムについて、一点、要望したいと思いますけれども時間がないので終わります。

○議長（国中憲治） これをもって当局に対する一般質問を終わります。

-----